

各位

2025年11月7日

会 社 名 株式会社 武蔵野銀行 代表者名 取締役頭取 長堀 和正

(コード番号 8336 東証プライム)

問合せ先 執行役員総合企画部長 磯中 克哉

(TEL 048 - 641 - 6111)

「株式の分割」及び株式分割に伴う「定款の一部変更」に関するお知らせ

当行は、2025年11月7日開催の取締役会において、「株式の分割」及び株式分割に伴う「定款の一部変更」について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割の実施

(1)株式分割の目的

株式の分割により当行株式の投資単位の水準を引き下げ、投資家の皆さまがより投資しやすい環境とすることで、 投資家層の拡大による株主数の増加や、当行株式の流動性を高めることを目的としております。

(2)株式分割の概要

① 分割の方法

2026年3月31日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき3株の割合をもって分割いたします。

なお、今回の株式分割に際しまして資本金の額の変更はありません。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	33,405,456 株
今回の株式分割により増加する株式数	66,810,912 株
株式分割後の発行済株式総数	100,216,368 株
株式分割後の発行可能株式総数	240,000,000 株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2026年3月16日(月)			
基準日	2026年3月31日(火)			
効力発生日	2026 年4月 1日(水)			

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1)変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第2項の規定に基づき、2026 年4月1日(水)をもって当行定款第6条に 定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2)変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行	変更後		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、		
<u>8,000 万株</u> とする。	<u>2億4,000万株</u> とする。		

(3)日程

定款変更取締役会決議日 2025 年 11 月 7日 (金) 定款変更効力発生日 2026 年 4月 1日 (水)

3. 配当について

株式分割の効力発生日を 2026 年4月1日といたしますので、2026 年3月 31 日を基準日とする 2026 年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上

株式の分割に関するよくあるご質問

株式会社 武蔵野銀行

当行は、2025 年 11 月 7 日開催の取締役会において、2026 年4月1日を効力発生日として普通株式を1株につき 3株の割合で株式分割することを決議いたしました。(基準日 : 2026 年3月31日)

本件につきまして、株主の皆さまにより深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました。

Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか?

株式分割を実施し、当行株式の投資単位当たりの金額(最低投資金額)を引き下げ、より投資しやすい環境とすることにより、投資家層の更なる拡大と、当行株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

Q2. 資産の価値に影響を与えないのですか?

株式分割の前後で、当行の資産や資本に変わりはありませんので、**株式市況の動向など他の要因を別とすれば、** 株主さまがお持ちの株式の資産価値は変わりません。

保有する株式の数は3倍に増加しますが、1株当たりの純資産額は3分の1に減少します。

Q3. 所有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか?

ご所有の株式数は3倍になりますが、1株当たりの配当金が3分の1となる予定ですので、今後の業績変動など他の要因を除いて、株式分割によってお受け取りになる配当金の総額は変わりません。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか?

株主さまが当行やお取引の証券会社に対して、**特段のお手続きをお取りいただく必要はございません**が、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

【単元未満株式の取扱い】

株式分割後の100株未満の株式は「単元未満株式」となります。単元未満株式と単元株式との間の大きな相違点は、単元未満株式については、取引所市場で売買できないこと、および株主総会での議決権がないことです。単元未満株式についても、引き続き株式を所有し続けることおよび配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、次の制度をご利用いただくことができます。

- ① 単元未満株式の買増制度(100 株への買増) 単元未満株式を所有する株主さまが、1単元(100 株)にするために不足する株式を、当行から購入できる制度 です。
- ② 単元未満株式の買取制度 会社法第192条第1項の規定に基づき、株主さまが所有する単元未満株式を買い取ることを当行に対し請求できる制度です。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主さまは、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主さまは、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社までお問合せください。

なお、単元未満株式をご所有でない株主さまは、当行やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q5. 株式の売買停止期間はありますか?

売買停止期間はございません。ただし、単元未満株式の買取請求停止期間は2026年3月26日(木)から2026年3月31日(火)、買増請求停止期間は2026年3月16日(月)から2026年3月31日(火)となっております。

なお、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は2026年3月27日 (金)までとなります。2026年3月30日(月)からは新しい株価・保有株式数でのお取引となります。

Q6. 最低投資金額への影響はありますか?

最低投資金額は、理論上3分の1となります。

(ご参考) 株式分割前の当行株価が4,200円である場合の試算

株式分割<u>前</u>の最低投資金額: 4,200円(株価)×100株(単元株式数) = 420,000円株式分割後の最低投資金額: 1,400円(株価)×100株(単元株式数) = 140,000円

Q7. 所有している株式数と議決権はどのようになりますか?

2026年3月31日(火)時点の株主名簿に記載または記録された所有株式数の3倍の株式数を2026年4月1日の株主 名簿上の株式数といたします。具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後			
	所有株式数	うち、単元 未満株式数	議決権数	所有株式数	うち、単元 未満株式数	議決権数
例①	100 株	_	1個	300 株	_	3個
例②	50 株	50 株	_	150 株	50 株	1個
例3	120 株	20 株	1個	360 株	60 株	3個

- 例①に該当する株主さまは、特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。
- 例②および例③に該当する株主さまは、単元未満株式を所有されております。単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。また、ご希望により単元未満株の買増制度または買取制度をご利用いただけます。

Q8. 株式分割のスケジュールを教えてもらえますか?

2025年11月 7日(金) 取締役会決議日

2026年 3月27日(金) 現在の株価・保有株式数での当行株式売買の最終日

2026年 3月 31 日(火) 株式分割の基準日

2026年 4月 1日(水) 株式分割の効力発生日

2026年 4月下旬 株主さまへ「株式分割手続き完了のお知らせ」を発送

◆株式分割に関するお問い合わせ先◆

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主名簿管理人の口座管理機関>

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

電話 0120(232)711 (通話料無料)

(午前 9時から午後 5時まで。土・日・祝日等を除く。)

(ご注意)

株主さまの住所変更や買取請求等のお手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることになっておりますので、ご注意ください。

以上